

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）６３条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和４年１０月１９日付けの「支給済保護費の返還決定について」により行った法６３条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

- １ 令和４年６月頃、普及率５０％の家電製品なら自立更生免除は許可されると言われたが、希望した家電製品は一つも許可されなかった。
「真にやむを得ない理由」ではないからと言われたが、過去には仏壇が許可されたと聞いた。生活必需品の家電が認められないことに納得がいかない。病気を治療するには、保護費ではやっていけない。食費や光熱費を節約すると、病気が悪化してしまう。自立更生免除を希望した４８，８００円の控除を認めてほしい。
- ２ 約５年以上、保護費から交通費が出ることを教えてもらえなかった。少なくとも、障害基礎年金を取るために使った交通費（３，８００円以上。封筒代や切手代を入れたらもっとかかっている。）を必要経費として控除してほしい。
- ３ 障害基礎年金は令和３年１０月から認められたが、生活保護の障害

者加算は令和４年１月からしか付けてもらえていない。障害年金加算分として３６，０００円（１８，０００×２）を控除してほしい。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用して、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 ６ 年 ８ 月 ８ 日	諮問
令和 ６ 年 １ １ 月 ２ ２ 日	審議（第９４回第２部会）
令和 ６ 年 １ ２ 月 ２ ３ 日	審議（第９５回第２部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

(1) 法の定め

法４条１項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法８条１項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。保護費は、保護基準により、法１１条１項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定される。

法６３条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金

額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

(2) 次官通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとし、同・(イ)は、(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することとしている。

(3) 局長通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

(4) 課長通知

ア 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)は、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」としている。そして、控除を認めることができる場合の例示として「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」（以下「自立更生費」という。）を挙げている。

イ 他方、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、課長通知 1・(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められるとしており（課長通知 1・(2)）、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（同・(ア)・③）等を説明しておくこととし、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」（同・(イ)）としている。

また、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること」（同・(ウ)）としている。

(5) 次官通知、局長通知及び課長通知の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である。また、課長通知は、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 法 63 条の規定の適用について

請求人は、処分庁による保護受給中の平成 30 年 3 月当時から、既に障害基礎年金を受給する権利を得ていたことが認められるところ、法 4 条 1 項の規定の趣旨からすれば、当該年金受給による収入は、最低限度の生活を賄うために活用することを要し、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によっても、なお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

しかし、請求人の障害基礎年金については、裁定が遅れたため、本件年金額（平成 30 年 3 月分から令和 4 年 3 月分までの過去分の支払

年金額 3, 186, 940 円) を請求人が受領したのは令和 4 年 5 月 13 日であり、処分庁は、年金受給権発生日に収入認定を行って遡及的に扶助決定額を変更する方法をとることができなかったため、この間の保護を法 63 条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものとして、本件処分により、過大に支給された保護に要した費用の範囲で、請求人が返還すべき金額を決定したものと認められる。

そうすると、処分庁が法 63 条の規定を適用して本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分による返還金額について

本件年金額は、3, 186, 940 円であるところ、請求人からは、障害基礎年金を得るために必要な具体的経費の申請がなかったため、同額が請求人の資力と認められる。

他方、上記資力の発生以後に、請求人に対する保護の実施を行うに当たって〇〇区において支弁した月ごとの費用（請求人に直接給付した費用のほか、医療扶助の現物給付に要した費用も含む。）は、別紙の表の「支給済み保護費」欄の合計金額 8, 935, 500 円であり、本件年金額を上回る金額の費用を要したことが認められる。

そうすると、請求人が「資力があるにもかかわらず」受けた保護に要した費用は、本件年金額を上限とする 3, 186, 940 円に相当する金額であるということができ、処分庁がこれを、〇〇区に対して返還義務を負うべき金額と決定した本件処分は、前記 1 の法令等に則ってなされたものであり、違法又は不当とすべき点を認めることはできない。

(3) 自立更生免除について

年金を遡及して受給した場合の自立更生免除については、定期的に支給される年金との公平性を考慮して厳格に対応することが求められており、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている（上記 1・(4)・イ）。加えて、生活保護制度上、家電製品等の日常生活に必要な物品は、本来、経常的な生活費の範囲内で計画的に購

入されるべきものとされていることからすれば、処分庁が、本件診断会議を経た上で、本件自立更生免除希望物品はいずれも「真にやむを得ない理由により控除する費用」とは認められないとした判断に、不合理な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、担当者から普及率50%の家電製品なら自立更生免除は許可されると言われたのだから、希望した48,800円の控除を認めてほしい旨主張する。

しかし、本件自立更生免除希望物品について、自立更生免除を認めないとした処分庁の判断に不合理な点が認められないことは、上記2・(3)のとおりであり、請求人の主張は採用することができない。

- (2) また、請求人は、障害基礎年金の請求のための交通費等を控除額（必要経費）として認めてほしい旨主張する。

しかし、請求人は、当該費用について、処分庁に対して申請しておらず、本件審査請求においても、当該経費の額を裏付ける資料の提出がないことから、本件年金額（3,186,940円）に相当する保護費の全額を返還対象とした本件処分に違法又は不当な点があるとはいえない。

- (3) さらに、請求人は、令和4年1月から生活扶助の基準生活費に加算されることとなった障害者加算（月額18,000円）は、本来、令和3年11月から支給されるべきものであるから、支給されなかった2か月分の障害者加算額（36,000円）を本件処分の控除額として認めてほしい旨主張する。

しかし、請求人が主張する遡及分の障害者加算は、保護費の変更に より対応を検討すべきものであり、法63条の規定に基づく支給済み保護費の返還において控除対象とする法令等の定めは存しない。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙（略）